

「第5期亀岡市障がい者基本計画及び第8期亀岡市障がい福祉計画（第4期亀岡市障がい児福祉計画）」策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「第5期亀岡市障がい者基本計画及び第8期亀岡市障がい福祉計画（第4期亀岡市障がい児福祉計画）」策定業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等についての必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 第5期亀岡市障がい者基本計画及び第8期亀岡市障がい福祉計画（第4期亀岡市障がい児福祉計画）策定業務
- (2) 業務内容 「第5期亀岡市障がい者基本計画及び第8期亀岡市障がい福祉計画（第4期亀岡市障がい児福祉計画）」策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業務場所 亀岡市役所等
- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 見積限度額 3,300,000円（消費税及び地方消費税10%含む）

3 策定する計画

本市における障がい児者福祉施策を総合的且つ計画的に推進するとともに、必要となる各種障がい児者サービスや相談支援を効果的に提供するため、現行計画を発展的に継承する以下の新たな3つの計画を策定する。

(1) 第5期亀岡市障がい者基本計画

- ア 根拠法令：障がい者基本法第11条第3項
- イ 計画期間：令和9年度～令和14年度

(2) 第8期亀岡市障がい福祉計画

- ア 根拠法令：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）第88条第1項
- イ 計画期間：令和9年度～令和11年度

(3) 第4期亀岡市障がい児福祉計画（第8期亀岡市障がい福祉計画と一体策定）

- ア 根拠法令：児童福祉法第33条の20第1項
- イ 計画期間：令和9年度～令和11年度

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 日程

- ・公募開始 令和8年5月14日（木）

- ・質問書の提出期限 令和8年5月21日(木)
 - ・質問に対する回答 令和8年5月25日(月)
 - ・参加申込書の提出期限 令和8年6月1日(月)
 - ・参加資格確認結果送付 令和8年6月3日(水)
 - ・企画提案書の提出期限 令和8年6月9日(火)
 - ・プレゼンテーション審査 令和8年6月12日(金)
 - ・選定結果の通知 令和8年6月19日(金)
 - ・契約締結 令和8年6月24日(水)
- ※上記の日程は公募時点での予定であり、変更する場合がある。
 ※提出期限における受付時間は、いずれも午後4時までとする。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 国や地方公共団体等で指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 業務一括再委託しない者。
- (7) 障がい児者福祉計画策定実績があるなど障がい児者福祉施策に精通していること。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式1）
- イ 事業所概要（様式3）
- ウ 業務実績書（様式4）（契約書の写しを添付すること）
- エ 亀岡市における入札参加資格審査申請受付書

(2) 部数 各1部

「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は次の書類も合わせて提出してください。（提出部数各1部）

- (1) 法人にあつては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）
- (2) 個人にあつては、住民票等住所がわかる証明書
- (3) 法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村民税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- (4) 個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村民税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- (5) 誓約書（様式9）及び役員等調書（様式10）
- (6) 支店・営業所の場合、本社の委任状
- (7) その他、条件により登録証明書

(3) 提出方法

持参又は書留郵便

※郵送の場合は、封筒に「参加申込書在中」の旨を記載し、提出期限内に必着とする。

(4) 提出場所

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市 健康福祉部 障がい福祉課（市役所1階15番窓口）

(5) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後4時まで

※持参の場合は、土日祝日を除き、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時まで除く）

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年5月14日（木）から令和8年5月21日（木）午後4時まで

(2) 受付方法

質問書（第5号様式）に記入の上、「18 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。なお、質問書を提出した場合は、提出後に受付確認の連絡（電話）を行うこと。受付確認の連絡（電話）は月～金曜日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）とする。電話又は口頭による質問には応じない。

(3) 回答日・回答方法

令和8年5月25日（月）に電子メールと本市ホームページで回答する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

9 企画提案書の提出方法

「7 参加申込の手続き」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

「10 企画提案書について」に記載のとおり

(2) 提出方法

持参又は書留郵便

※郵送の場合は、封筒に「企画提案書類在中」の旨を記載し、提出期限内に必着とする。

(3) 提出先

「18 事務局」に記載のとおり

(4) 受付期間

令和8年6月3日（水）から令和8年6月9日（火）

※受付は土日祝日を除き、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時まで除く）

10 企画提案書について

企画提案書は以下のとおりとする。

(1) 内容

ア 企画提案書表紙（様式6）

イ 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）

ウ 工程表（様式自由）

エ 見積書（様式7）及び内訳書（様式自由）

なお、金額は税込とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。

オ 予定担当者調書（様式8）

(2) 提出部数

正本1部 副本5部

(3) 作成上の留意点

- ア 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。
- イ 文字を補完するための図、表、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。
- ウ 企画提案書の印刷色は、カラー、白黒は問わない。
- エ 企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。
- オ 用紙は、A4片面印刷を基本とし、A4を超えるものは折込でA4とすること。
- カ 使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は同一ページ内に注釈を付けること。
- キ 企画提案書表紙(様式6)について、正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- ク 企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。

1.1 審査

参加要件を満たすと認められた事業所に対し、亀岡市第5期亀岡市障がい者基本計画等策定業務に係る業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、別表「審査項目」に基づいた書類審査およびプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

また、書類のみによる1次選考を実施し、その評価の低い参加事業者にあつては、プレゼンテーション審査に参加させない。

- (1) 日時
電子メールにて別途通知する。
- (2) 場所
亀岡市役所
- (3) 出席者
3名以内とする。
- (4) 所要時間
約30分程度(準備3分、説明15分、質疑応答10分、片付け2分)
- (5) 内容
説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。
- (6) 使用機器
プロジェクター、スクリーンについては本市が用意する。
パソコン等それ以外については各自で用意すること。

1.2 企画提案者が1者の場合の取扱い

参加者が1者の場合は、選定委員会において手続きを継続するのか又は

参加資格を見直して再公告するのかを協議し決定する。

1 3 選定、非選定結果通知方法

候補者選定後、参加者全員に対して選定または非選定の結果及び総合点を通知する。

1 4 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、見積金額が低いものを候補者とする。評価点が高点でかつ見積金額が同額の場合は審査員の合議により、候補者を決定する。なお、最高評価点を得た者が評価配点合計の5割を満たさない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するものとともに、本市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

1 5 契約締結

審査の結果、候補者が決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「6 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能になったとき。

1 6 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき公開する。

1 7 その他

- (1) プロポーザルに要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 参加申し込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退するときは、辞退届（様式2号）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に

発注者の了承を得なければならない。

- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③提出書類等に作成にあたって不正行為が判明した場合
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

18 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部障がい福祉課障がい総務係

電話番号：0771-25-5031

FAX番号：0771-25-5511

電子メール：syougai-fukusi@city.kameoka.lg.jp